

情報化施工技術の活用ガイドライン

令和 8 年 7 月

福井県農林水産部農村振興課

情報化施工技術の活用ガイドライン

目 次

実施編

- 第 1 総則
- 第 2 情報化施工技術の種類と適用範囲
- 第 3 適用可能な地形条件
- 第 4 施工計画書作成
- 第 5 工事基準点の設置
- 第 6 起工測量
- 第 7 基本設計データ
- 第 8 3次元設計データ
- 第 9 ICT建設機械施工
- 第 10 岩線計測
- 第 11 部分払い用出来高算出のための計測
- 第 12 数量算出
- 第 13 施工後における報告及び納品
- 第 14 情報化施工技術活用工事の発注
- 第 15 情報化施工技術活用推進のための措置
- 第 16 用語の解説

出来形管理編

共通事項

- 第 1 3次元出来形管理技術の適用範囲
- 第 2 出来形管理基準及び規格値
- 第 3 出来形管理技術別の機器要件、精度管理及び計測手順
- 第 4 出来形管理資料の作成
- 第 5 撮影記録による出来形管理

第 1 章 土工

- 第 1 3次元出来形管理技術の適用範囲
- 第 2 出来形管理基準及び規格値

- 第3 出来形管理技術別の機器要件、精度管理及び計測手順
- 第4 出来形管理資料の作成
- 第5 撮影記録による出来形管理

第2章 ほ場整備工

- 第1 3次元出来形管理技術の適用範囲
- 第2 出来形管理基準及び規格値
- 第3 出来形管理技術別の機器要件、精度管理及び計測手順
- 第4 出来形管理資料の作成
- 第5 撮影記録による出来形管理

第3章 舗装工

- 第1 3次元出来形管理技術の適用範囲
- 第2 出来形管理基準及び規格値
- 第3 出来形管理技術別の機器要件、精度管理及び計測手順
- 第4 出来形管理資料の作成
- 第5 撮影記録による出来形管理

第4章 水路工

- 第1 3次元出来形管理技術の適用範囲
- 第2 出来形管理基準及び規格値
- 第3 出来形管理技術別の機器要件、精度管理及び計測手順
- 第4 出来形管理資料の作成
- 第5 撮影記録による出来形管理

第5章 暗渠排水工

- 第1 3次元出来形管理技術の適用範囲
- 第2 出来形管理基準及び規格値
- 第3 出来形管理技術別の機器要件、精度管理及び計測手順
- 第4 出来形管理資料の作成
- 第5 撮影記録による出来形管理

第6章 ため池改修工

- 第1 3次元出来形管理技術の適用範囲

- 第2 出来形管理基準及び規格値
- 第3 出来形管理技術別の機器要件、精度管理及び計測手順
- 第4 出来形管理資料の作成
- 第5 撮影記録による出来形管理

第7章 地盤改良工（路床安定処理工等、固結工（中層混合処理））

- 第1 3次元出来形管理技術の適用範囲
- 第2 出来形管理基準及び規格値
- 第3 出来形管理技術別の機器要件、精度管理及び計測手順
- 第4 出来形管理資料の作成
- 第5 撮影記録による出来形管理

第8章 地盤改良工（固結工（スラリー攪拌工））

- 第1 3次元出来形管理技術の適用範囲
- 第2 出来形管理基準及び規格値
- 第3 出来形管理技術別の機器要件、精度管理及び計測手順
- 第4 出来形管理資料の作成
- 第5 撮影記録による出来形管理

第9章 法面保護工

- 第1 3次元出来形管理技術の適用範囲
- 第2 出来形管理基準及び規格値
- 第3 出来形管理技術別の機器要件、精度管理及び計測手順
- 第4 出来形管理資料の作成
- 第5 撮影記録による出来形管理

第10章 付帯構造物工

- 第1 3次元出来形管理技術の適用範囲
- 第2 出来形管理基準及び規格値
- 第3 出来形管理技術別の機器要件、精度管理及び計測手順
- 第4 出来形管理資料の作成
- 第5 撮影記録による出来形管理

第11章 小規模土工

- 第1 3次元出来形管理技術の適用範囲
- 第2 出来形管理基準及び規格値
- 第3 出来形管理技術別の機器要件、精度管理及び計測手順
- 第4 出来形管理資料の作成
- 第5 撮影記録による出来形管理

監督・検査編

第1章 監督職員による監督の実施項目

- 第1 総則
- 第2 監督職員の実施項目

第2章 検査職員による監督の実施項目

- 第1 検査職員の実施項目（断面管理の場合）
- 第2 検査職員の実施項目（面管理の場合）
- 参考 検査職員による検査の実施項目

積算編

共通事項

- 第1 3次元起工測量
- 第2 基本設計データ又は3次元設計データの作成
- 第3 ICT建設機械による施工
- 第4 3次元出来形管理及び3次元データ納品
- 第5 留意事項

第1章 土工

- 第1 3次元起工測量
- 第2 基本設計データ又は3次元設計データの作成
- 第3 ICT建設機械による施工
- 第4 3次元出来形管理及び3次元データ納品
- 第5 留意事項
- 参考1 掘削（ICT）の積算例

第2章 ほ場整備工

- 第1 3次元起工測量
- 第2 基本設計データ又は3次元設計データの作成
- 第3 ICT建設機械による施工
- 第4 3次元出来形管理及び3次元データ納品
- 第5 留意事項

第3章 舗装工

- 第1 3次元起工測量
- 第2 基本設計データ又は3次元設計データの作成
- 第3 ICT建設機械による施工
- 第4 3次元出来形管理及び3次元データ納品
- 第5 留意事項

第4章 水路工

- 第1 3次元起工測量
- 第2 基本設計データ又は3次元設計データの作成
- 第3 ICT建設機械による施工
- 第4 3次元出来形管理及び3次元データ納品
- 第5 留意事項

第5章 暗渠排水工

- 第1 3次元起工測量
- 第2 基本設計データ又は3次元設計データの作成
- 第3 ICT建設機械による施工
- 第4 3次元出来形管理及び3次元データ納品
- 第5 留意事項

第6章 ため池改修工

- 第1 3次元起工測量
- 第2 基本設計データ又は3次元設計データの作成
- 第3 ICT建設機械による施工
- 第4 3次元出来形管理及び3次元データ納品
- 第5 留意事項

第7章 地盤改良工（表層安定処理等、固結工（中層混合処理））

- 第1 3次元起工測量
- 第2 3次元設計データの作成
- 第3 ICT建設機械による施工
- 第4 3次元出来形管理及び3次元データ納品
- 第5 留意事項

第8章 地盤改良工（固結工（スラリー攪拌工））

- 第1 3次元起工測量
- 第2 3次元設計データの作成
- 第3 ICT建設機械による施工
- 第4 3次元出来形管理及び3次元データ納品
- 第5 留意事項

第9章 法面保護工

- 第1 3次元起工測量
- 第2 基本設計データ又は3次元設計データの作成
- 第3 ICT建設機械による施工
- 第4 3次元出来形管理及び3次元データ納品
- 第5 留意事項

第10章 付帯構造物工

- 第1 3次元起工測量
- 第2 基本設計データ又は3次元設計データの作成
- 第3 ICT建設機械による施工
- 第4 3次元出来形管理及び3次元データ納品
- 第5 留意事項

第11章 小規模土工

- 第1 3次元起工測量
- 第2 基本設計データ又は3次元設計データの作成
- 第3 ICT建設機械による施工
- 第4 3次元出来形管理及び3次元データ納品
- 第5 留意事項

別 紙

- 別紙－１ 点群処理ソフトウェアの機能と要件
- 別紙－２ ３次元設計データ作成ソフトウェアの機能と要件
- 別紙－３ 出来形帳票作成ソフトウェアの機能と要件（面管理の場合）
- 別紙－４ 出来形管理用ＴＳ等光波方式技術に用いる施工管理データの機器間データ交換の機能と要件
- 別紙－５ 基本設計データ作成ソフトウェアの機能と要件
- 別紙－６ 出来形帳票作成ソフトウェアの機能と要件
- 別紙－７ 出来形管理用ＴＳ等光波方式の機能と要件
- 別紙－８ ＩＣＴ地盤改良機の機能、要件及び設定
- 別紙－９ 基本設計データ作成ソフトウェアの機能と要件
- 別紙－１０ 出来形帳票作成ソフトウェアの機能と要件（地盤改良工）
- 別紙－１１ 出来形座標確認ソフトウェアの機能と要件
- 別紙－１２ 積上げ積算方式（歩掛）対応工種に係る積算方法

様 式

- 様式－１ 基本設計データチェックシート
- 様式－２ ＴＳ等光波方式及びＴＳ（ノンプリズム方式）の精度確認試験結果報告書
- 様式－３ ＵＡＶ空中写真測定の精度確認試験実施手順書及び試験結果報告書
- 様式－４ ＴＬＳ精度確認試験実施手順書及び試験結果報告書
- 様式－５ ＵＡＶレーザー精度確認試験実施手順書及び試験結果報告書
- 様式－６ 地上移動体搭載型ＬＳ精度確認試験実施手順書及び試験結果報告書
- 様式－７ ＧＮＳＳの精度確認試験結果報告書
- 様式－８ 高さ補完機能付きＲＴＫ－ＧＮＳＳの精度確認チェックシート
- 様式－９ ３次元設計データチェックシート
- 様式－１０ 出来形管理図表
- 様式－１１ 施工履歴データの精度確認試験実施手順書及び試験結果報告書
- 様式－１２ 調整用基準点調査表
- 様式－１３ モバイル端末等を用いた計測技術の精度確認試験実施手順書及び試験結果報告書
- 様式－１４ 地盤改良設計データチェックシート

実施編

第Ⅰ 総則

Ⅰ 基本的な考え方

情報化施工技術は、情報通信技術（ＩＣＴ）を工事の測量、施工、出来形管理等に活用することにより、従来の施工技術と比べ高い生産性と施工品質の実現が期待される施工システムである。ついては、福井県農林水産部農村振興課が所管する工事において積極的な活用を図るものとし、本ガイドラインにおいてその活用に必要な基本的事項を定める。また、本ガイドラインにおいて引用する「土木工事施工管理基準」については、特段の記載がない限り福井県版の「土木工事施工管理基準」に読み替えるものとする。

なお、本ガイドラインに記載がない事項については、以下の要領等の最新版によるものとする。

- ① 農林水産省農村振興局整備部設計課制定の「情報化施工技術の活用ガイドライン」（以下「農水省ガイドライン」という。）
- ② 国土交通省制定のＩＣＴ活用工事に係る各種要領（①に記載がない場合）

２ 情報化施工技術活用工事の概要

情報化施工技術活用工事とは、以下に示す施工プロセスの全て又は一部の情報化施工技術の活用について、受発注者間で事前に合意した上で実際に取り組んだ工事をいう。

- ① ３次元起工測量
- ② ３次元設計データ作成
- ③ ＩＣＴ建設機械による施工
- ④ ３次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ ３次元データの納品

第２ 情報化施工技術の種類と適用範囲

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第３ 適用可能な地形条件

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第４ 施工計画書作成

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第５ 工事基準点の設置

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第6 起工測量

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第7 基本設計データ

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第8 3次元設計データ

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第9 ICT 建設機械施工

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第10 岩線計測

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第11 部分払い用出来高算出のための計測

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第12 数量算出

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第13 施工後における報告及び納品

1 工事特性等への対応状況の報告

受注者は、本ガイドラインで定める情報化施工技術を活用した場合は、様式に必要な事項を記入の上、監督職員に報告するものとする。

2 電子納品

受注者は、電子成果品の作成規程については、「電子納品の手引き福井県版」、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課制定）」によること。

第14 情報化施工技術活用工事の発注

1 発注形式

県営土地改良事業等における工事を情報化施工技術活用工事として発注する場合は、入札公告、特記仕様書及び特別仕様書（以下「入札公告等」という。）において、本ガイドラインに基づく情報化施工技術活用工事であることを明記する。

情報化施工技術活用工事の形式は、「発注者指定型」と「受注者希望型」の2タイプに分類される。

なお、情報化施工技術の活用が困難な場合または、情報化施工技術を活用しても

建設現場の作業性の向上が見込まれない場合など工事内容及び現場条件等を勘案し実施の可否を決定する。

(1) 発注者指定型

入札公告等において、発注者が情報化施工技術の活用を指定する工事

※発注者指定型とする工事（工種）は以下のとおりとする。

表1 発注者指定型の適用工種及び必須とする施工プロセス

適用工種		規模	設計額 (消費税を含)	施工プロセス (必須)
土工	・掘削 ・床掘 ・盛土 ・法面整形	1件の工事における扱い土量の合計が1,000 m ³ 以上	50 百万円以上	①②③④⑤
ほ場整備工	・表土扱い ・基盤造成 ・表土整地	1件の工事における施工面積が1.0ha以上	50 百万円以上	①②③④⑤
暗渠排水工	・掘削 ・床掘	施工延長の合計が1.1km以上	35 百万円以上	②④⑤
小規模土工	・掘削 ・法面	1か所当たり施工土量が、1,000 m ³ 未満	50 百万円以上	②④⑤

情報化施工技術の活用にかかる費用は、設計変更（変更契約）において計上することとする。

但し、土工においては、情報化施工技術の活用に要する費用のうち、ICT建設機械による施工の項目は、当初設計において計上することを原則とする。

なお、詳細な積算方法については、本ガイドライン「積算編」を参照すること。

(2) 受注者希望型

入札公告等において、受注者の発議により情報化施工技術を活用する工事

※受注者希望型とする工事（工種）は以下のとおりとする。

表2 受注者希望型の適用工種及び必須とする施工プロセス

適用工種		規模	設計額 (消費税を含)	施工プロセス (必須)
土工	・掘削 ・床掘 ・盛土 ・法面整形	1件の工事における扱い土量の合計が1,000 m ³ 以上	50 百万円未満	②④⑤
ほ場整備工	・表土扱い ・基盤造成 ・表土整地	1件の工事における施工面積が1.0ha以上	50 百万円未満	②④⑤

舗装工	・不陸整正 ・下層路盤 ・上層路盤	1件の工事における施工面積が 2,000 m ² 以上	制限なし	②④⑤
水路工	・現場打開水路 ・鉄筋コンクリート大型フリューム ・鉄筋コンクリートL型水路	施工延長が 100m以上	制限なし	②④⑤
暗渠排水工	・掘削 ・床堀	施工延長の合計が1.1km以上	35百万円未満	②④⑤
ため池改修工	・堤体工	堤高15m未満の堤体	制限なし	②④⑤
地盤改良工	・表層安定処理等（路床安定処理工、表層安定処理工） ・固結工（スラリー攪拌工）	制限なし	制限なし	②④⑤
法面保護工	・ラス張 ・植生マット ・植生シート ・繊維ネット ・張芝 ・人工張芝 ・種子散布 ・客土吹付 ・植生基材吹付 ・吹付枠	制限なし	制限なし	②④⑤
付帯構造物工	・コンクリートブロック積み ・コンクリートブロック張り ・石積（張）工 ・コンクリート側溝工 ・コンクリート管渠工	他工種の施工規模と同様（単独ではなく他工種の関連施工工種として実施する）	他工種の設計額と同様	②④⑤
小規模土工（※）	・掘削 ・法面	1か所当たり施工土量が、 1,000 m ³ 未満	50百万円未満	②④⑤
	・床堀	平均施工幅 1m以上2m未満	50百万円未満	②⑤
	・掘削（小規模）	1か所当たり施工量が100 m ³ 以下	50百万円未満	②④⑤
	・床堀（小規模）	平均施工幅 1m未満	50百万円未満	②⑤

※ 小規模土工の施工規模は一工事の中の施工箇所ごとに判断するものとする。

情報化施工技術の活用にかかる費用は、設計変更（変更契約）において計上することとする。

なお、詳細な積算方法については、本ガイドライン「積算編」を参照すること。

2 入札公告等の記載例

(1) 発注者指定型

ア 入札公告記載例

○. 本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（福井県農林水産部農村振興課）に基づき、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等において、情報化施工技術を活用する工事（発注者指定型）である。

イ 特記仕様書記載例

○. 本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（福井県農林水産部農村振興課）に基づき、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等において、情報化施工技術を活用する工事（発注者指定型）である。

本工事における情報化施工技術は、(※)○○工において活用するものであり、詳細については特別仕様書によるものとする。

※土工、ほ場整備工、暗渠排水工及び小規模土工の中から該当するものを記載する。

ウ 特別仕様書記載例

第○章 情報化施工技術の活用について

1 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（令和○年○月）（福井県農林水産部農村振興課）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、(※1)○○工において、(※2)○○の段階で、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事（発注者指定型）」である。

2 協議・報告

原則、(※1)○○工における(※2)○○の段階において、施工範囲全体を対象として情報化施工技術を活用するものとするが、具体的な活用技術、対象範囲等については監督職員と協議し、実施内容等について施工計画書に

記載するものとする。なお、特別仕様書で指定する工種及びプロセス以外において情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに発注者と協議を行い、協議が整った場合は、当該技術を活用できるものとし、その実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

3 使用する機器・ソフトウェア

情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、アプリケーション、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

4 貸与資料

基本設計データ及び3次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。

なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。

	貸与資料	備考
1	〇〇〇〇業務 報告書	
2	図面の CAD データ	

5 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用 T S 等光波方式等を準備しなければならない。

6 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、ガイドラインに基づき提出しなければならない。

7 情報化施工技術の活用に要する費用

- (1) 情報化施工技術の活用に要する費用のうち、(※3) 〇〇の項目は、当初から計上している。
- (2) 実施内容等の変更により情報化施工技術の活用に必要な費用に変更が生じた場合は、妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、その費用は見積書を提出し、妥当性を確認した上でガイドラインに基づき計上する。
- (3) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する

場合には協力しなければならない。

- ※ 1 土工、ほ場整備工、暗渠排水工及び小規模土工の中から該当するものを記載する。
- ※ 2 3次元起工測量、3次元設計データの作成、ICT建設機械による施工、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品の中から該当するものを記載する。
- ※ 3 以下の項目の中から該当するものを記載する。
 - ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ・(※4) ○○
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
 - ⑥ システム初期費
- ※ 4 ガイドライン 実施編 第2表2 適用工種の中から活用する工種のみ記載する。なお、ICT建設機械経費加算額を含む場合は、「(ICT建設機械経費加算額を含む。)」と記載する。

(2) 受注者希望型

ア 入札公告記載例

○. 本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」(福井県農林水産部農村振興課)に基づき、情報通信技術(ICT)の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する工事(受注者希望型)である。

イ 特記仕様書記載例

○. 本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」(福井県農林水産部農村振興課)に基づき、情報通信技術(ICT)の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する工事(受注者希望型)である。

本工事における情報化施工技術は、(※)○○工において活用するものであり、詳細については特別仕様書によるものとする。

※土工、ほ場整備工、舗装工、水路工、暗渠排水工、ため池改修工、地盤改良工、法面保護工、付帯構造物工及び小規模土工の中から該当するものを記載する。

ウ 特別仕様書記載例

第〇章 情報化施工技術の活用について

Ⅰ 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」(令和〇年〇月)(福井県農林水産部農村振興課)(以下「ガイドライン」という。)に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、(※)〇〇エにおいて、3次元起工測量、3次元設計データ作成、ICT建設機械による施工、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品の全て又は一部で、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事(受注者希望型)」である。

2 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。)までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、当該技術を活用できるものとし、その実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。

3 使用する機器・ソフトウェア

情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、アプリケーション、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

4 貸与資料

基本設計データ及び3次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。

なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。

	貸与資料	備考
1	〇〇〇〇業務 報告書	
2	図面の CAD データ	

5 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等に

において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用 T S 等光波方式等を準備しなければならない。

6 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、ガイドラインに基づき提出しなければならない。

7 情報化施工技術の活用にあつる費用

(1) 2 の協議により活用することとした、情報化施工技術の活用にあつる費用については設計変更の対象とし、ガイドラインに基づき計上することとする。

(2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。

※土工、ほ場整備工、舗装工、水路工、暗渠排水工、ため池改修工、地盤改良工、法面保護工、付帯構造物工及び小規模土工の中から該当するものを記載する。

第 15 情報化施工技術活用推進のための措置

工事成績評定における加点措置として、I C T 活用工事を実施した場合は、「創意工夫」における【施工】「I C T (情報通信技術) を活用した工事。(必須項目・内製化)」において評価するものとする。

※詳細は、福井県工事検査課制定の「工事成績採点基準」を参照すること。

第 16 用語の解説

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

出来形管理編

共通事項

第1 3次元出来形管理技術の適用範囲

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2 出来形管理基準及び規格値

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第3 出来形管理技術別の機器要件、精度管理及び計測手順

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第4 出来形管理資料の作成

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第5 撮影記録による出来形管理

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第1章 土工

第1 3次元出来形管理技術の適用範囲

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2 出来形管理基準及び規格値

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第3 出来形管理技術別の機器要件、精度管理及び計測手順

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第4 出来形管理資料の作成

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第5 撮影記録による出来形管理

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2章 ほ場整備工

第1 3次元出来形管理技術の適用範囲

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2 出来形管理基準及び規格値

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第3 出来形管理技術別の機器要件、精度管理及び計測手順

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第4 出来形管理資料の作成

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第5 撮影記録による出来形管理

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第3章 舗装工

第1 3次元出来形管理技術の適用範囲

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2 出来形管理基準及び規格値

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第3 出来形管理技術別の機器要件、精度管理及び計測手順

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第4 出来形管理資料の作成

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第5 撮影記録による出来形管理

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第4章 水路工

第1 3次元出来形管理技術の適用範囲

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2 出来形管理基準及び規格値

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第3 出来形管理技術別の機器要件、精度管理及び計測手順

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第4 出来形管理資料の作成

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第5 撮影記録による出来形管理

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第5章 暗渠排水工

第1 3次元出来形管理技術の適用範囲

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2 出来形管理基準及び規格値

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第3 出来形管理技術別の機器要件、精度管理及び計測手順

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第4 出来形管理資料の作成

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第5 撮影記録による出来形管理

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第6章 ため池改修工

第1 3次元出来形管理技術の適用範囲

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2 出来形管理基準及び規格値

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第3 出来形管理技術別の機器要件、精度管理及び計測手順

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第4 出来形管理資料の作成

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第5 撮影記録による出来形管理

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第7章 地盤改良工（路床安定処理工等、固結工（中層混合処理））

第1 3次元出来形管理技術の適用範囲

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2 出来形管理基準及び規格値

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第3 出来形管理技術別の機器要件、精度管理及び計測手順

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第4 出来形管理資料の作成

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第5 撮影記録による出来形管理

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第8章 地盤改良工（固結工（スラリー攪拌工））

第1 3次元出来形管理技術の適用範囲

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2 出来形管理基準及び規格値

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第3 出来形管理技術別の機器要件、精度管理及び計測手順

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第4 出来形管理資料の作成

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第5 撮影記録による出来形管理

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第9章 法面保護工

第1 3次元出来形管理技術の適用範囲

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2 出来形管理基準及び規格値

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第3 出来形管理技術別の機器要件、精度管理及び計測手順
農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第4 出来形管理資料の作成
農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第5 撮影記録による出来形管理
農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第10章 付帯構造物工

第1 3次元出来形管理技術の適用範囲
農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2 出来形管理基準及び規格値
農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第3 出来形管理技術別の機器要件、精度管理及び計測手順
農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第4 出来形管理資料の作成
農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第5 撮影記録による出来形管理
農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第11章 小規模土工

第1 3次元出来形管理技術の適用範囲
農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2 出来形管理基準及び規格値
農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第3 出来形管理技術別の機器要件、精度管理及び計測手順
農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第4 出来形管理資料の作成
農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第5 撮影記録による出来形管理

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

監督・検査編

第1章 監督職員による監督の実施項目

第1 総則

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2 監督の実施項目

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2章 検査職員による検査の実施項目

第1 検査職員の実施項目（断面管理の場合）

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2 検査職員の実施項目（面管理の場合）

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

積算編

共通事項

第1 3次元起工測量

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2 基本設計データ又は3次元設計データの作成

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第3 ICT建設機械による施工

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第4 3次元出来形管理及び3次元データ納品

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第5 留意事項

1 ガイドラインに記載する適用範囲に該当しない場合の取扱い

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

2 発注者指定型における積算方法

発注者は、情報化施工技術の活用に要する費用のうち、ICT建設機械による施工の項目（土工に限る）は、当初設計において計上することを原則とする。

また、そのほかの情報化施工技術の活用に要する費用については、積算基準（従来基準）に基づく積算を行い発注するものとするが、契約後、受注者から発注者に提案、協議を行い協議が整った場合には、設計変更の対象とし、契約変更を行うものとする。

なお、本ガイドラインに基づく積算を実施するものとする。

3 受注者希望型における積算基準

農水省のガイドラインに記載のとおりとする。

4 総価契約単価合意方式における積算方法

農水省のガイドラインに記載のとおりとする。

5 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について

農水省のガイドラインに記載のとおりとする。

第1章 土工

第1 3次元起工測量

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2 基本設計データ又は3次元設計データの作成

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第3 ICT建設機械による施工

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第4 3次元出来形管理及び3次元データ納品

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第5 留意事項

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

参考1 掘削（ICT）の積算例

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2章 ほ場整備工

第1 3次元起工測量

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2 基本設計データ又は3次元設計データの作成

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第3 ICT建設機械による施工

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第4 3次元出来形管理及び3次元データ納品

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第5 留意事項

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第3章 舗装工

第1 3次元起工測量

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2 基本設計データ又は3次元設計データの作成

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第3 ICT建設機械による施工

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第4 3次元出来形管理及び3次元データ納品

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第5 留意事項

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第4章 水路工

第1 3次元起工測量

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2 基本設計データ又は3次元設計データの作成

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第3 ICT建設機械による施工

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第4 3次元出来形管理及び3次元データ納品

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第5 留意事項

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第5章 暗渠排水工

第1 3次元起工測量

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2 基本設計データ又は3次元設計データの作成

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第3 ICT建設機械による施工

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第4 3次元出来形管理及び3次元データ納品

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第5 留意事項

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第6章 ため池改修工

第1 3次元起工測量

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2 基本設計データ又は3次元設計データの作成

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第3 ICT建設機械による施工

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第4 3次元出来形管理及び3次元データ納品

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第5 留意事項

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第7章 地盤改良工（表層安定処理等、固結工（中層混合処理））

第1 3次元起工測量

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2 3次元設計データの作成

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第3 ICT建設機械による施工

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第4 3次元出来形管理及び3次元データ納品

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第5 留意事項

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第8章 地盤改良工（固結工（スラリー攪拌工））

第1 3次元起工測量

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2 3次元設計データの作成

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第3 ICT建設機械による施工

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第4 3次元出来形管理及び3次元データ納品

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第5 留意事項

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第9章 法面保護工

第1 3次元起工測量

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2 基本設計データ又は3次元設計データの作成

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第3 ICT建設機械による施工

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第4 3次元出来形管理及び3次元データ納品

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第5 留意事項

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第10章 付帯構造物工

第1 3次元起工測量

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2 基本設計データ又は3次元設計データの作成

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第3 ICT建設機械による施工

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第4 3次元出来形管理及び3次元データ納品

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第5 留意事項

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第11章 小規模土工

第1 3次元起工測量

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第2 基本設計データ又は3次元設計データの作成

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第3 ICT建設機械による施工

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第4 3次元出来形管理及び3次元データ納品

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

第5 留意事項

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

別 紙

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。

様 式

農水省ガイドラインに記載のとおりとする。